

国立研究開発法人科学技術振興機構物品売買契約標準契約条項

この標準契約条項は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）の売買契約（以下「本契約」という。）に適用する。但し、甲及び乙が別途協議したうえで締結する契約については、当該契約条項を採用するものとする。

（契約の目的）

第1条 乙は、本契約条項並びに甲の仕様書及び関係書類（以下「仕様書等」という。）に定めるところにより、納入期限までに本契約の目的物（以下「本目的物」という。）を納入するものとし、甲はその代金を支払うものとする。

（官公庁に対する手続）

第2条 乙は、本目的物の納入にあたり、官公庁その他に対して必要な手続を自己の責任にて行うものとする。また、手続に必要な経費は契約金額に含むものとする。

（知的財産権の利用）

第3条 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権の利用について、一切の責任を負うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本契約により知り得た相互の秘密情報を、相手方の事前の承認なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2. 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。

3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項及び第2項の規定は適用しないものとする。

(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報。

(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報。

(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報。

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報。

(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発又は取得したことを証明できる情報。

(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報。

4. 甲は、第1項の規定にかかわらず、法令に基づき又は政府機関から開示が要求され、これに応じて開示する場合、乙の承諾なく秘密情報を開示することができる。ただし、開示後、速やかに乙に通知するものとする。

（仕様書等の変更）

第5条 甲は、本目的物の引渡し完了までの間において仕様書等を変更することができる。

2. 甲は、仕様書等を変更する場合は、契約金額、納入期限、その他本契約に定める条件について

て、あらかじめ乙と協議するものとする。

(契約金額の変更)

第6条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる理由により、契約金額決定の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、甲乙合意の上、契約金額その他これに関連する条件を変更することができる。

- (1) 税法その他法令の制定又は改廃。
 - (2) 著しい経済情勢の変動、その他乙の責に帰し難い事由により価格に変動を生じ、契約金額が社会通念上著しく不合理となった場合。
 - (3) 甲の依頼による仕様書その他契約条件の変更。
2. 前項に規定する契約金額の変更は、甲乙合意の上、その都度契約金額の変更を行うことなく、これを取りまとめて行うことができる。

(納入の届出)

第7条 乙は、本目的物を納入するときは、速やかに納入を通知する書面（仕様書等に提出を定められた書類を含む。）をもって甲に届け出るものとする。

2. 前項の届出を分割して行うこととした場合には、それぞれの納入について甲が指定した単位にまとめて同様に届け出るものとする。

(検査)

第8条 甲は、前条に規定する届出を受理した日から10日以内に、検査を行うものとする。

2. 前項の検査の結果、当該目的物が仕様書等に定められたとおりであると認めるときをもって納入の完了とし、同時にその所有権は甲に移転するものとする。
3. 第1項に規定する検査には、乙も立ち会うものとする。ただし、乙が立ち会わないときは、甲は、単独で検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(危険負担)

第9条 本目的物の危険負担は、前条第2項に規定する納入の完了をもって乙から甲に移るものとする。

2. 天災地変その他双方の責に帰し難い事由により、前条に規定する納入の完了前に乙が本契約の一部又は全部を履行することができなくなった場合は、乙は本契約の履行を免れるものとし、甲はその代金の支払い義務を免れるものとする。
3. 前項の場合において、本目的物に既済部分がある場合は、第18条第3項を準用する。

(補修等)

第10条 第8条第1項に規定する検査の結果、本目的物の全部又は一部について、不合格となったときは、乙は甲の指定した日時までに補修若しくは改造又は代品の納入（以下「補修等」という。）を行うものとする。

2. 前項に規定する補修等の場合における遅滞金の徴収等については、第14条第3項を準用する。

(支払及び遅延利息)

第11条 甲は、第8条第2項に規定する本目的物の納入完了後、乙の適法な支払請求書を受領した日から翌月末日までに、代金を乙に支払うものとする。

2. 乙は、甲が前項に規定する期日内に代金を支払わない場合には、甲に対し期日満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対して法定利率の割合による遅延利息を請求することができる。ただし、その支払遅延が天災地変その他やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は支払遅延の日数に算入しないものとする。

(消費税等の計算)

第12条 本契約に係る消費税等の計算において、円未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。

2. 本契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税等額に変動が生じた場合は、甲はこの契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(支払金額の相殺)

第13条 甲は、乙に対し本契約に基づく賠償金等の取立てその他の債権を有するときは、本契約又は他の契約に係わる甲の支払金額その他の債務と相殺することができる。

(納入期限の延期及び遅滞金)

第14条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し難い事由により、本契約に定める納入期限内に本目的物を納入することができないときは、甲に対し、その理由及び納入の完了が可能と見込まれる時期を詳記して、納入期限の延期を請求することができる。この場合、甲はその請求を適当と認めたときは、これを承認するものとする。

2. 前項に規定する場合のほか、乙が納入期限の延期を願い出た場合において、甲が差し支えないと認める期限までに、本目的物を納入する見込みがあるときは、甲は納入期限の延期を承認することができる。
3. 本目的物の納入が本契約に定める納入期限を経過した場合には、乙は、期限の翌日から起算して納入日の当日まで、遅滞1日につき契約金額（㊟契約金額が単価の場合は未履行部分に相当する予定数量に単価を乗じて得た金額）の1000分の1に相当する金額を遅滞金として甲の指定する日までに支払うものとする。ただし、前二項に規定する延期の承認があった場合はこの限りではない。

(分納措置)

第15条 甲が仕様書等により分納を指示している場合、第7条から第14条の各条項の規定は、各々の納入毎に適用されるものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由によらないで、本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は不正な行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、乙が破産手続開始の決定を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 天災地変その他乙の責に帰し難い事由により、本目的物を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
- (5) 甲が正当と認める理由により、乙が本契約の解除を申し出たとき。
- (6) 甲の都合によるとき。

(乙の解除権)

第17条 甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、乙は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約解除後の措置)

第18条 乙は、第16条第1号、第2号、第3号又は第5号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額（㊟契約金額が単価の場合は解除部分に相当する予定数量に単価を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額を甲の指定する日までに支払うものとする。ただし、甲は実際に生じた損害額が違約金の額を超える場合は、その超える金額について賠償の請求をすることができる。

2. 甲は、甲が第16条第6号の規定により本契約を解除する場合、又は乙が前条の規定により本契約を解除する場合、これによって乙に生じた損害（ただし、得べかりし利益の喪失を含まない。）を賠償するものとする。その損害額については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
3. 甲は、第16条の規定により本契約を解除した場合又は前条の規定により契約が解除された場合は、本目的物の既納部分について、必要があるときは、甲乙協議して定めた金額を乙に支払うことにより、当該既済部分を取得することができる。

(代表者の変更等)

第19条 乙は代表者の変更、事業譲渡、合併又はその他乙の業務上重要な事項について変更があったときは、変更内容を書面にて甲に遅滞なく届け出るものとする。

(第三者への委託の禁止)

第20条 乙は、甲の事前承認を得ずに本契約の履行の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2. 乙は、前項の規定により再委託しようとするときは、書面により申請しなければならないものとする。
3. 乙が、前二項の規定に基づいて第三者に再委託した場合は、当該第三者の行為はすべて乙の行為とみなすものとする。

(債権債務の譲渡等の禁止)

第21条 乙は、甲の書面による事前の承認を得ないで、本契約によって生ずる債権、債務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は本契約に基づいて、製作若しくは購入した物件に質権若しくは抵当権を設定してはならない。

(契約不適合責任)

第22条 乙は、本目的物の納入完了後1ヵ年間の契約不適合(第1条に定める契約の目的を達成できないことをいう。以下同じ。)責任を負うものとする。

2. 乙は、契約不適合が乙の故意又は過失に基づく場合は、前項の規定にかかわらず、甲が当該契約不適合を発見したときから1ヵ年間契約不適合責任を負うものとする。
3. 甲は、前二項に規定する期限内に契約不適合を発見した場合は、相当の期限を定めて、乙に補修等を請求し、又は補修等に代えて、若しくは補修等とともに、当該契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができるものとする。
4. 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害賠償及び紛争の解決)

第23条 乙は、本契約の履行により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、当該損害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

2. 乙は、本目的物の契約不適合により、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。
3. 本契約の履行あたって第三者との間に紛争が生じたときは、甲乙協力してその処理解決にあたるものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第24条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額(注)契約金額が単価の場合は、総予定数量に単価を乗じて得た金額)の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2. 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。
3. 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第25条 乙は、自己が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、甲は乙が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (3) 乙の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他の第三者が前二号のいずれかに該当すること。
2. 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
 - (3) 乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号の行為を行わせること。
 - (4) 乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の第三者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。
3. 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。
4. 乙は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除された場合には、実際に甲に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額(注)契約金額が単価の場合は解除部分に相当する予定数量に単価を乗じて得た金額)の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、本契約を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(特約条項)

第27条 本契約の履行については、本契約条項に定めるもののほか、特に必要がある場合に限り特約条項を定めることができる。

2. 特約条項に本契約条項と異なる定めがある場合は、特約条項の定めを優先するものとする

る。

(紛争の解決)

第28条 本契約について、甲と乙との間に紛争を生じた場合には、両者の協議により決定した者に裁定を依頼し、その裁定により処理するものとする。裁定者について、協議開始後30日以内に両者の合意が成立しない場合には、東京地方裁判所が第一審専属管轄を有するものとする。

(有効期間等)

第29条 第4条、第18条、第22条から第25条及び本条の規定は、本契約終了後も有効とする。

(契約外の事項)

第30条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

【単価契約における契約単価について】

契約単価は決定した見積書に記載の単価額となります。